



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年10月14日金曜日 第350号外1

## ◇ 目 次 ◇

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例.....	(人事課)..... 1
愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例.....	(人事課職員厚生室).....56

## 条 例

### ○愛媛県条例第31号

職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のように公布する。

令和4年10月14日

愛媛県知事 中村時広

### 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の定年等に関する条例(昭和59年愛媛県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(趣旨)	(趣旨)
<p><b>第1条</b> この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2第1項、第2項及び第4項、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7並びに附則第21項から第23項まで、警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第2項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第43条第3項の規定に基づき、職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員を含む。以下同じ。)の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定年による退職)</p> <p><b>第2条</b> 省略</p> <p>2 前項の定年は、年齢65年とする。ただし、別表に掲げる施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢70年とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p><b>第3条</b> 任命権者は、定年に達した職員が前条第1項の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由がある_____と認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第8条第1項から第4項までの規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同</p>	<p><b>第1条</b> この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項_____から第3項まで及び第28条の3_____並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第43条第3項の規定に基づき、職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員を含む。以下同じ。)の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定年による退職)</p> <p><b>第2条</b> 省略</p> <p>2 前項の定年は、年齢60年とする。ただし、次の各号に掲げる職員_____の定年は、当該各号に定める年齢とする。</p> <p>(1) 別表に掲げる施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師 年齢65年</p> <p>(2) 守衛、庁務員、作業員、調理員及び道路整備員の業務に従事する者 年齢63年</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p><b>第3条</b> 任命権者は、定年に達した職員が前条第1項の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該_____職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。</p>

条第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職(第5条に規定する職をいう。以下同じ。)を占めている職員については、第8条第1項又は第2項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて人事委員会の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてこれらの期限を繰り上げるものとする。

5 省略

#### 第4条 省略

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第5条 法第28条の2第1項の条例で定める職は、次に掲げる職(別表に掲げる施設等又は県立病院において医療業務に従事する医師及び歯科医師その他その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより同項本文の規定を適用することが著しく不相当と認められる職として人事委員会規則で定めるものを除く。)とする。

- (1) 職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)第18条の2第1項、教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号)第17条の3第1項及び愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年愛媛県条例第38号)第4条に規定する管理職手当を支給される職員の職
- (2) 警視又は警部の階級にある警察官をもつて充てる職(前号に該当する職を除く。)
- (3) 前2号に掲げる職に準ずる職として人事委員会規則で定めるもの  
(管理監督職勤務上限年齢)

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により \_\_\_\_\_ 公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による \_\_\_\_\_ 欠員を容易に補充することができないとき \_\_\_\_\_。

(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の理由 \_\_\_\_\_ が引き続き存すると認めるときは、人事委員会の承認を得て、 \_\_\_\_\_ 1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日 \_\_\_\_\_ の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は \_\_\_\_\_、 \_\_\_\_\_、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の理由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 省略

#### 第4条 省略

**第6条** 法第28条の2第1項の管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たつて遵守すべき基準等)

**第7条** 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下「他の職への降任等」という。)を行うに当たつては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この項及び次条第5項において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(以下「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従つた上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

2 前項の規定は、警察法第56条の4第1項の規定による任命について準用する。この場合において、前項中「任命権者」とあるのは「警察本部長」と、「法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下「他の職への降任等」という。)」とあるのは「警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官(以下「特定地方警務官」という。)」に対し、同法第56条の4第1項の規定による任命(以下「特定任命」という。)」と、同項各号中「職員」とあるのは「特定地方警務官」と、同項第1号中「降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この項及び次条第5項において「降任等」という。)」とあり、同項第2号中「降任等」とあり、及び同項第3号中「他の職への降任等」とあるのは「特定任命」と、同項第1号中「当該降任等」とあるのは「当該特定任命」と、同号及び同項第3号中「降任等」とあるのは「特定任命」と、同号中「降任等をした」とあるのは「特定任命をした」と読み替えるものとする。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

**第8条** 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該管理監督職を現に占める職員他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

5 任命権者は、前各項の規定により異動期間を延長する場合及び第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あ

らかじめ職員の同意を得なければならない。

6 任命権者は、第1項又は第2項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に第4項の規定を適用しようとするときは、当該異動期間の期限を繰り上げることができる。

7 任命権者は、第1項から第4項までの規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第9条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第10条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、県が加入する地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項の一部事務組合又は広域連合の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

(人事委員会規則への委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

(経過措置)

3 省略

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第2条第2項の規定の適用については、同項中「65年」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

5 前項の規定は、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年愛媛県条例第31号)第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例(以下「令和4年旧条例」という。)第2条第2項第1号に掲げる職員(県立病院において医療業務に従事する医師及び歯科医師に限る。)の定年については、適用しない。

6 附則第4項の規定にかかわらず、令和4年旧条例第2条第2項第2号に掲げる職員に対する令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第2条第2項の規定の適用については、同項中「65年」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応

附 則

(経過措置)

3 省略

じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

7 令和4年旧条例第2条第2項第1号に掲げる職員（県立病院において医療業務に従事する医師及び歯科医師を除く。）に対する令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第2条第2項の規定の適用については、同項中「70年」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	66年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	67年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	68年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	69年

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

8 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに別表に掲げる施設等又は県立病院において医療業務に従事する医師及び歯科医師を除く。以下同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に職員でなかった職員で、当該前年度の末日後に採用された職員（異動等により当該前年度の末日を経過することとなった職員（以下「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては当該職員の異動等の日が属する年度（同日が年度の初日である場合には、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

9 警察本部長は、当分の間、警察法第56条の2第1項に規定する特定地方警務官（以下「特定地方警務官」という。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度において、当該特定地方警務官に対し、当該特定地方警務官が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

別表（第2条、第5条、附則第8項関係）

1 病院（県立病院を除く。）及び診療所
2 省略
3 前2号に掲げる施設以外の施設等（県立病院を除く。） で医療業務を担当する部署のあるもの

別表（第2条 \_\_\_\_\_ 関係）

1 病院 _____ 及び診療所
2 省略
3 前2号に掲げる施設以外の施設等 _____ で医療業務を担当する部署のあるもの

（職員の分限に関する条例の一部改正）

第2条 職員の分限に関する条例（昭和26年愛媛県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則 （施行期日）</p> <p>1 この条例は、昭和26年8月13日から施行する。 （経過措置）</p>	<p>附則</p> <p>この条例は、昭和26年8月13日から施行する。</p>

2 当分の間、次に掲げる措置については、法第27条第2項に規定する降給とみなす。

(1) 職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）附則第19項の規定による措置

(2) 教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）附則第17項の規定による措置

(3) 前2号に掲げる措置に相当するものとして人事委員会規則その他の規程で定めるもの

3 前項各号に掲げる措置の適用を受ける職員には、人事委員会規則の規定又は任命権者が定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなつた旨の通知を行うものとする。

（職員の懲戒に関する条例の一部改正）

第3条 職員の懲戒に関する条例（昭和26年愛媛県条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（減給の効果）</p> <p><b>第4条</b> 減給は、1日以上6月以下の期間、その発令の日に受ける給料の月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年愛媛県条例第7号）第2条第2項の基本報酬の額）の10分の1以下を減ずるものとする。<u>この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u></p>	<p>（減給の効果）</p> <p><b>第4条</b> 減給は、1日以上6月以下 _____ 給料の月額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年愛媛県条例第7号）第2条第2項の基本報酬の額）の10分の1以下を減ずるものとする。</p>

（職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部改正）

第4条 職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（年次有給休暇）</p> <p><b>第5条</b> 職員には、1年を通じて20日（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項 _____ 若しくは第2項の規定により採用された職員 _____ （以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）並びに育児休業法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。）（以下「<u>短時間勤務職員</u>」と総称する。）にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数）以内の年次有給休暇を与える。</p> <p>2 省略</p> <p>（勤務時間）</p> <p><b>第11条</b> 職員の勤務時間は、1週間について38時間45分（育児短時間勤務職員等にあつては承認を受けた育児短時間勤務又は育児休</p>	<p>（年次有給休暇）</p> <p><b>第5条</b> 職員には、1年を通じて20日（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）並びに育児休業法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員（以下「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。）（以下「<u>短時間勤務職員</u>」と総称する。）にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数）以内の年次有給休暇を与える。</p> <p>2 省略</p> <p>（勤務時間）</p> <p><b>第11条</b> 職員の勤務時間は、1週間について38時間45分（育児短時間勤務職員等にあつては承認を受けた育児短時間勤務又は育児休</p>

業法第17条の規定による短時間勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）の内容に従い任命権者が定める時間、定年前再任用短時間勤務職員にあつては15時間30分から31時間までの範囲内で任命権者が定める時間、任期付短時間勤務職員にあつては31時間までの範囲内で任命権者が定める時間。以下この項において同じ。）とする。ただし、特別の勤務に従事する職員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分とする。

2 省略

3 日曜日及び土曜日（育児短時間勤務職員等にあつては必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加え、月曜日から金曜日までの5日間において職員ごとに任命権者が定める日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては日曜日及び土曜日に加え、月曜日から金曜日までの5日間において職員ごとに任命権者が定める日）は、週休日とし、前2項の勤務時間は、人事委員会規則の定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間（短時間勤務職員にあつては、1週間ごとの期間）において、任命権者がその割振りを行うものとする。ただし、任命権者は、特別の勤務に従事する職員については、人事委員会規則で定める期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日）を設ける場合に限り、人事委員会規則の定めるところにより、週休日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。

4～6 省略

業法第17条の規定による短時間勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）の内容に従い任命権者が定める時間、再任用短時間勤務職員\_\_\_\_\_にあつては15時間30分から31時間までの範囲内で任命権者が定める時間、任期付短時間勤務職員にあつては31時間までの範囲内で任命権者が定める時間。以下この項において同じ。）とする。ただし、特別の勤務に従事する職員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分とする。

2 省略

3 日曜日及び土曜日（育児短時間勤務職員等にあつては必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加え、月曜日から金曜日までの5日間において職員ごとに任命権者が定める日、再任用短時間勤務職員\_\_\_\_\_及び任期付短時間勤務職員にあつては日曜日及び土曜日に加え、月曜日から金曜日までの5日間において職員ごとに任命権者が定める日）は、週休日とし、前2項の勤務時間は、人事委員会規則の定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間（短時間勤務職員にあつては、1週間ごとの期間）において、任命権者がその割振りを行うものとする。ただし、任命権者は、特別の勤務に従事する職員については、人事委員会規則で定める期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容に従つた週休日）を設ける場合に限り、人事委員会規則の定めるところにより、週休日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。

4～6 省略

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第5条 職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（給料表）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2～10 省略</p> <p>11 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項_____若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定によりその者の属する職務の級に応じた額に、職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号。以下「職員勤務時間等条例」という。）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>12 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号_____）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法_____第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、第3項、第4項、第6項及び前項の規定にかかわらず、その者の受ける号給に応じた額又はその者の属する職務の級に応じた額に、職員勤務時間等条例_____第11条第1</p>	<p>（給料表）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2～10 省略</p> <p>11 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員_____」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員_____の欄に掲げる給料月額_____のうち、_____その者の属する職務の級に応じた額_____とする。</p> <p>12 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、第3項、第4項、第6項及び前項の規定にかかわらず、その者の受ける号給に応じた額又はその者の属する職務の級に応じた額に、職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号。以下「職員勤務時間等条例」という。）第11条第1</p>



項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

**第4条の2** 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号）第4条の規定により採用された職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の給料月額、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、職員勤務時間等条例第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（通勤手当）

**第10条 省略**

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 省略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」と総称する。）のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア～ト 省略

(3) 省略

3～6 省略

（超過勤務手当）

**第14条 省略**

2 \_\_\_\_\_短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務（人事委員会規則で定める勤務を除く。）に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3～7 省略

（期末手当）

**第19条 省略**

2 省略

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 省略

（勤勉手当）

**第19条の4 省略**

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額

項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員 \_\_\_\_\_ 及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

**第4条の2** 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_職員（以下「短時間勤務職員 \_\_\_\_\_」という。）の給料月額、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、職員勤務時間等条例第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員 \_\_\_\_\_ 及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（通勤手当）

**第10条 省略**

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 省略

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（ \_\_\_\_\_ 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員 \_\_\_\_\_ のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して人事委員会規則で定める職員にあつては、その額から、その額に人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア～ト 省略

(3) 省略

3～6 省略

（超過勤務手当）

**第14条 省略**

2 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務（人事委員会規則で定める勤務を除く。）に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

3～7 省略

（期末手当）

**第19条 省略**

2 省略

3 再任用職員 \_\_\_\_\_ に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4～6 省略

（勤勉手当）

**第19条の4 省略**

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額

を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員  
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45（特定幹部職員にあつては、100分の55）を乗じて得た額の総額

3～5 省略

（特定の職員についての適用除外）

**第19条の5** 第8条、第9条、第9条の3、第9条の5、第10条の2、第11条の2、第11条の3及び第18条の4の規定は、任期付短時間勤務職員

\_\_\_\_\_には、適用しない。

- 2 第8条、第9条、第9条の3、第9条の5、第11条の2、第11条の3及び第18条の4の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

**附 則**

18 省略

19 当分の間、職員の給料月額を、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（育児短時間勤務職員等にあつては、当該額に算出率を乗じて得た額）とする。

20 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的職員その他の法律又は条例により任期を定めて任用される職員
- (2) 職員の定年等に関する条例（昭和59年愛媛県条例第1号。以下「定年条例」という。）別表に掲げる施設等において医療業務に従事する医師及び歯科医師
- (3) 定年条例第3条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（定年条例第2条第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）
- (4) 定年条例第8条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年条例第5条に規定する職を占める職員

21 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第19項の規定により当該職員が受ける給料月額（以下「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、

を超えてはならない。

- (1) 前項の職員のうち再任用職員 \_\_\_\_\_ 以外の職員  
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうち再任用職員 \_\_\_\_\_ 当該再任用職員 \_\_\_\_\_ の勤勉手当基礎額に100分の45（特定幹部職員にあつては、100分の55）を乗じて得た額の総額

3～5 省略

（特定の職員についての適用除外）

**第19条の5** 第8条、第9条、第9条の3、第9条の5、第10条の2、第11条の2、第11条の3及び第18条の4の規定は、育児休業法第18条第1項の規定により任期を定めて採用された職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号）第4条の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。

- 2 第8条、第9条、第9条の3、第9条の5、第11条の2、第11条の3及び第18条の4の規定は、再任用職員 \_\_\_\_\_には適用しない。

**附 則**

18 省略

50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額。以下「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、同項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

22 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

23 警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命により職員となつた者のうち、特定日給料月額が、当該任命をされた日の前日に当該職員が適用を受けていた一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第6条第1項第4号に規定する公安職俸給表に定める俸給月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下「基礎俸給月額」という。)に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第19項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎俸給月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

24 附則第22項の規定は、前項の規定の適用について準用する。この場合において、附則第22項中「前項」とあるのは「次項」と、「基礎給料月額」とあるのは「基礎俸給月額」と読み替えるものとする。

25 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第19項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第21項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、同項及び附則第22項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

26 附則第21項、第23項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第19項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、附則第21項から前項までの規定に準じて算出した額を給料として支給する。

27 附則第21項、第23項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第18条の5第2項及び第19条第5項(第19条の4第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第21項、第23項、第25項又は第26項の規定による給料の額との合計額」とする。

28 附則第19項から前項までに定めるもののほか、附則第19項の規定による給料月額、附則第21項の規定による給料その他附則第19項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第1(第3条関係)

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額額	給料月額額	給料月額額	給料月額額	給料月額額	給料月額額	給料月額額	給料月額額	給料月額額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額額	188,638	216,276	256,476	275,973	291,148	316,675	358,584	391,849	443,205
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

備考 省略

別表第2(第3条関係)

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額額	給料月額額	給料月額額	給料月額額	給料月額額	給料月額額	給料月額額	給料月額額	給料月額額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額額	242,707	254,466	258,586	290,043	306,625	320,796	344,514	379,789	411,547
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

備考 省略

別表第3(第3条関係)

研究職給料表

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額額	給料月額額	給料月額額	給料月額額	給料月額額	給料月額額	給料月額額	給料月額額	給料月額額
再任用職員 _以外の職員	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
再任用職員	188,638	216,276	256,476	275,973	291,148	316,675	358,584	391,849	443,205	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

備考 省略

別表第2(第3条関係)

公安職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額額	給料月額額	給料月額額	給料月額額	給料月額額	給料月額額	給料月額額	給料月額額	給料月額額
再任用職員 _以外の職員	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
再任用職員	242,707	254,466	258,586	290,043	306,625	320,796	344,514	379,789	411,547	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

備考 省略

別表第3(第3条関係)

研究職給料表





講師、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員のうち、愛媛県においてその給与を支給している者をいう。

(定年前再任用短時間勤務教育職員等の給料月額)

第7条の2 地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された教育職員(以下「定年前再任用短時間勤務教育職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務教育職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第6条第2項の規定によりその者の属する職務の級に応じた額に、教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和27年愛媛県条例第31号。以下「教育職員勤務時間等条例」という。)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務教育職員等、定年前再任用短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員以外の教育職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号)第4条の規定により採用された教育職員(以下「任期付短時間勤務教育職員」という。)の給料月額は、第5条から前条まで及び前項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、教育職員勤務時間等条例

第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務教育職員等、定年前再任用短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員以外の教育職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(育児短時間勤務教育職員等の給料月額の算出方法)

第8条 地方公務員の育児休業等に関する法律 第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた教育職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた教育職員(以下「育児短時間勤務教育職員等」という。)の給料月額は、第5条から前条(第2項を除く。)までの規定にかかわらず、その者の受ける号給に応じた額又はその者の属する職務の級に応じた額に、教育職員勤務時間等条例第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務教育職員等、定年前再任用短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員以外の教育職員の勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。

(義務教育等教員特別手当)

第17条の6 省略

2 義務教育等教員特別手当の月額、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(定年前再任用短時間勤務教育職員にあつては、職務の級)の別に応じて、人事委員会規則で定める。

3・4 省略 (期末手当)

第19条 省略

2 省略  
3 定年前再任用短時間勤務教育職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする。

4~6 省略

講師、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員のうち、愛媛県においてその給与を支給している者をいう。

(再任用教育職員等の給料月額)

第7条の2 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された教育職員(以下「再任用教育職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用教育職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める教育職員(以下「短時間勤務教育職員」という。)の給料月額は、第5条から前条まで及び前項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例(昭和27年愛媛県条例第31号。以下「教育職員勤務時間等条例」という。)第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務教育職員等、再任用短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員以外の教育職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(育児短時間勤務教育職員等の給料月額の算出方法)

第8条 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた教育職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた教育職員(以下「育児短時間勤務教育職員等」という。)の給料月額は、第5条から前条(第2項を除く。)までの規定にかかわらず、その者の受ける号給に応じた額又はその者の属する職務の級に応じた額に、教育職員勤務時間等条例第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務教育職員等、再任用短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員以外の教育職員の勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。

(義務教育等教員特別手当)

第17条の6 省略

2 義務教育等教員特別手当の月額、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(再任用教育職員にあつては、職務の級)の別に応じて、人事委員会規則で定める。

3・4 省略 (期末手当)

第19条 省略

3 再任用教育職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする。

4~6 省略

( 勤 勉 手 当 )

**第19条の4 省略**

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の教育職員のうち定年前再任用短時間勤務教育職員以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の教育職員のうち定年前再任用短時間勤務教育職員 当該定年前再任用短時間勤務教育職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 省略

( 特 定 の 教 育 職 員 に つ い て の 適 用 除 外 )

**第19条の5 第12条の2、第12条の3及び第17条の5の規定は、定年前再任用短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員**

\_\_\_\_\_には、適用しない。

**附 則**

16 省略

17 当分の間、教育職員の給料月額を、当該教育職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(以下「特定日」という。)以後、当該教育職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第2項の規定により当該教育職員の属する職務の級並びに第5条第1項並びに第7条第2項及び第3項の規定により当該教育職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)(育児短時間勤務教育職員等にあつては、当該額に算出率を乗じて得た額)とする。

18 前項の規定は、次に掲げる教育職員には適用しない。

- (1) 臨時の教育職員その他の法律又は条例により任期を定めて任用される教育職員
- (2) 職員の定年等に関する条例(昭和59年愛媛県条例第1号。以下「定年条例」という。)第3条第1項又は第2項の規定により勤務している教育職員(定年条例第2条第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた教育職員を除く。)
- (3) 定年条例第8条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された定年条例第5条に規定する職を占める教育職員

19 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた教育職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける教育職員のうち、特定日に附則第17項の規定により当該教育職員の受ける給料月額(以下「特定日給料月額」という。)

( 勤 勉 手 当 )

**第19条の4 省略**

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

- (1) 前項の教育職員のうち再任用教育職員 \_\_\_\_\_ 以外の教育職員 当該教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の教育職員のうち再任用教育職員 \_\_\_\_\_ 当該再任用教育職員 \_\_\_\_\_ の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額

3～5 省略

( 特 定 の 教 育 職 員 に つ い て の 適 用 除 外 )

**第19条の5 第12条の2、第12条の3及び第17条の5の規定は、育児休業法第18条第1項の規定により任期を定めて採用された教育職員、再任用教育職員及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年愛媛県条例第1号)第4条の規定により任期を定めて採用された教育職員には、適用しない。**

**附 則**

16 省略





定年前再任用短時間勤務教育職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円
	226,326	272,455	299,590	326,022	407,226

備考 省略

別表第2 (第4条関係)

高等学校等教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		省略	省略	円	省略	省略
	1			265,420		
	2			267,933		
	3			270,244		
	4			272,556		
	5			275,068		
	6			277,480		
	7			279,691		
	8			281,902		
	9			284,013		
	10			286,324		
	11			288,736		
	12			290,847		
	13			293,259		
	14			295,269		
	15			297,178		
	16			299,188		
	17			301,299		
	18			303,711		
	19			306,223		
	20			308,937		
	21			311,148		
	22			313,560		
	23			315,771		
	24			318,384		

再任用教育職員	226,326	272,455	299,590	326,022	407,226
---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 省略

別表第2 (第4条関係)

高等学校等教育職員給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級		3級	4級
		給料月額	給料月額		給料月額	給料月額
		省略	省略		省略	省略
	1					
	2					
	3					
	4					
	5					
	6					
	7					
	8					
	9					
	10					
	11					
	12					
	13					
	14					
	15					
	16					
	17					
	18					
	19					
	20					
	21					
	22					
	23					
	24					

25		<u>320 997</u>				25
26		<u>323 308</u>				26
27		<u>325 519</u>				27
28		<u>327 630</u>				28
29		<u>329 841</u>				29
30		<u>331 549</u>				30
31		<u>333 660</u>				31
32		<u>335 670</u>				32
33		<u>337 479</u>				33
34		<u>339 589</u>				34
35		<u>341 700</u>				35
36		<u>343 710</u>				36
37		<u>345 820</u>				37
38		<u>347 931</u>				38
39		<u>350 142</u>				39
40		<u>352 252</u>				40
41		<u>354 162</u>				41
42		<u>356 272</u>				42
43		<u>358 182</u>				43
44		<u>360 292</u>				44
45		<u>362 101</u>				45
46		<u>364 111</u>				46
47		<u>366 021</u>				47
48		<u>368 031</u>				48
49		<u>369 639</u>				49
50		<u>371 448</u>				50
51		<u>373 357</u>				51
52		<u>375 367</u>				52
53		<u>377 176</u>				53
54		<u>378 985</u>				54
55		<u>380 794</u>				55
56		<u>382 503</u>				56
	<u>定年</u>					
	<u>前再</u>					
	<u>任用</u>					
	<u>短時</u>					
	<u>間勤</u>					
57		<u>384 010</u>				57
58		<u>385 618</u>				58
59		<u>387 327</u>				59
60		<u>389 035</u>				60
				<u>再任</u>		
				<u>用教</u>		
				<u>育職</u>		
				<u>員</u>		
				—		

務教	61	<u>390,241</u>							—	61
育職	62	<u>391,648</u>							—	62
員以	63	<u>393,055</u>							—	63
外の	64	<u>394,362</u>							—	64
教育	65	<u>395,769</u>							—	65
職員	66	<u>396,975</u>							—	66
	67	<u>398,382</u>							—	67
	68	<u>399,789</u>							—	68
	69	<u>401,095</u>							—	69
	70	<u>402,402</u>							—	70
	71	<u>403,809</u>							—	71
	72	<u>405,115</u>							—	72
	73	<u>406,422</u>							—	73
	74	<u>407,829</u>							—	74
	75	<u>409,236</u>							—	75
	76	<u>410,542</u>							—	76
	77	<u>411,748</u>							—	77
	78	<u>412,954</u>							—	78
	79	<u>414,261</u>							—	79
	80	<u>415,668</u>							—	80
	81	<u>416,974</u>							—	81
	82	<u>418,180</u>							—	82
	83	<u>419,185</u>							—	83
	84	<u>420,391</u>							—	84
	85	<u>421,597</u>							—	85
	86	<u>422,803</u>							—	86
	87	<u>424,009</u>							—	87
	88	<u>425,014</u>							—	88
	89	<u>426,120</u>							—	89
	90	<u>427,125</u>							—	90
	91	<u>428,130</u>							—	91
	92	<u>429,135</u>							—	92
	93	<u>430,039</u>							—	93
	94	<u>430,843</u>							—	94
	95	<u>431,647</u>							—	95

96			<u>432,451</u>		
97			<u>433,255</u>		
98			<u>433,657</u>		
99			<u>434,059</u>		
100			<u>434,461</u>		
101			<u>434,863</u>		
102			<u>435,165</u>		
103			<u>435,466</u>		
104			<u>435,768</u>		
105			<u>436,069</u>		
106			<u>436,371</u>		
107			<u>436,672</u>		
108			<u>436,873</u>		
109			<u>437,074</u>		
110			<u>437,376</u>		
111			<u>437,677</u>		
112			<u>437,878</u>		
113			<u>438,079</u>		
114			<u>438,381</u>		
115			<u>438,682</u>		
116			<u>438,883</u>		
117			<u>439,084</u>		
118 ~ 153 省略					
定年前再 任用 短時間勤 務教育職 員	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
	円	円	円	円	円
	<u>235,170</u>	<u>275,671</u>	<u>304,515</u>	<u>332,755</u>	<u>417,276</u>

備考 省略

別表第3（第4条関係）

中学校・小学校教育職員給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
省略	
2級	教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務

96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118 ~ 153 省略					
再任 用教 育職 員		<u>235,170</u>	<u>275,671</u>	<u>332,755</u>	<u>417,276</u>

備考 省略

別表第3（第4条関係）

中学校・小学校教育職員給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
省略	
2級	教諭、養護教諭又は栄養教諭の職務

	特2級	主幹教諭又は指導教諭の職務
省略		

別表第4（第4条関係）

高等学校等教育職員給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
省略	
2級	1・2 省略
特2級	指導教諭の職務
省略	

	特2級	主幹教諭_____の職務
省略		

別表第4（第4条関係）

高等学校等教育職員給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
省略	
2級	1・2 省略
省略	

（教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部改正）

第7条 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p><b>第2条</b> この条例で「教育職員」とは、公立学校の校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、実習助手及び寄宿舎指導員のうち、愛媛県においてその給与を支給している者をいう。</p> <p>（年次有給休暇）</p> <p><b>第6条</b> 教育職員には、1年を通じて20日（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた教育職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった教育職員（以下「育児短時間勤務教育職員等」という。）、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項_____若しくは第2項の規定により採用された教育職員_____（以下「定年前再任用短時間勤務教育職員」という。）並びに育児休業法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された教育職員（以下「任期付短時間勤務教育職員」という。）（以下「短時間勤務教育職員」と総称する。）にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数）以内の年次有給休暇を与える。</p> <p>2 省略</p> <p>（勤務時間）</p> <p><b>第11条</b> 教育職員の勤務時間は、1週間について38時間45分（育児短時間勤務教育職員等にあつては承認を受けた育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）の内容に従い任命権者が定める時間、<u>定年前再任用短時間勤務教育職員</u>にあつては15時間30分から31時間までの範囲内で任命権者が定める時間、任期付短時間勤務教育職員にあつては31時間までの範囲内で任命権者が定める時間。以下この項において同じ。）とする。ただし、特別の勤務に従事する教育職員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分とする。</p> <p>2 日曜日及び土曜日（育児短時間勤務教育職員等にあつては必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加</p>	<p>（定義）</p> <p><b>第2条</b> この条例で「教育職員」とは、公立学校の校長、教頭、主幹教諭_____、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、実習助手及び寄宿舎指導員のうち、愛媛県においてその給与を支給している者をいう。</p> <p>（年次有給休暇）</p> <p><b>第6条</b> 教育職員には、1年を通じて20日（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた教育職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった教育職員（以下「育児短時間勤務教育職員等」という。）、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は<u>第28条の6第1項</u>若しくは第2項の規定により採用された教育職員<u>で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u>（以下「<u>再任用短時間勤務教育職員</u>_____」）という。）並びに育児休業法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された教育職員（以下「任期付短時間勤務教育職員」という。）（以下「短時間勤務教育職員」と総称する。）にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数）以内の年次有給休暇を与える。</p> <p>2 省略</p> <p>（勤務時間）</p> <p><b>第11条</b> 教育職員の勤務時間は、1週間について38時間45分（育児短時間勤務教育職員等にあつては承認を受けた育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務（以下「育児短時間勤務等」という。）の内容に従い任命権者が定める時間、<u>再任用短時間勤務教育職員</u>_____にあつては15時間30分から31時間までの範囲内で任命権者が定める時間、任期付短時間勤務教育職員にあつては31時間までの範囲内で任命権者が定める時間。以下この項において同じ。）とする。ただし、特別の勤務に従事する教育職員の勤務時間は、1週間当たり38時間45分とする。</p> <p>2 日曜日及び土曜日（育児短時間勤務教育職員等にあつては必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い、これらの日に加</p>

え、月曜日から金曜日までの5日間において教育職員ごとに任命権者が定める日、定年前再任用短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員にあつては日曜日及び土曜日に加え、月曜日から金曜日までの5日間において教育職員ごとに任命権者が定める日は、週休日とし、前項の勤務時間は、人事委員会規則の定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間（短時間勤務教育職員にあつては、1週間ごとの期間）において、任命権者がその割振りを行うものとする。ただし、任命権者は、特別の勤務に従事する教育職員については、人事委員会規則で定める期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務教育職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合に限り、人事委員会規則の定めるところにより、週休日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。

3 省略

え、月曜日から金曜日までの5日間において教育職員ごとに任命権者が定める日、再任用短時間勤務教育職員\_\_\_\_\_及び任期付短時間勤務教育職員にあつては日曜日及び土曜日に加え、月曜日から金曜日までの5日間において教育職員ごとに任命権者が定める日は、週休日とし、前項の勤務時間は、人事委員会規則の定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間（短時間勤務教育職員にあつては、1週間ごとの期間）において、任命権者がその割振りを行うものとする。ただし、任命権者は、特別の勤務に従事する教育職員については、人事委員会規則で定める期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日（育児短時間勤務教育職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日）を設ける場合に限り、人事委員会規則の定めるところにより、週休日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。

3 省略

（教育職員の特殊勤務手当等に関する条例の一部改正）

**第8条** 教育職員の特殊勤務手当等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（教育業務連絡指導手当）</p> <p><b>第8条の2</b> 教育業務連絡指導手当は、教育職員のうち、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）に規定する主任等（教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たるものに限る。）でその職務が困難であるとして人事委員会の定めるものの職務を担当する<u>指導教諭又は教諭</u>が、当該担当に係る業務に従事した場合に支給する。</p>	<p>（教育業務連絡指導手当）</p> <p><b>第8条の2</b> 教育業務連絡指導手当は、教育職員のうち、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）に規定する主任等（教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たるものに限る。）でその職務が困難であるとして人事委員会の定めるものの職務を担当する_____教諭が、当該担当に係る業務に従事した場合に支給する。</p>

（技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

**第9条** 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和27年愛媛県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（給与の種類）</p> <p><b>第2条</b> 技能労務職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与は、給料及び加給並びに退職手当とする。</p> <p>2 省略</p> <p>（給与の減額）</p> <p><b>第7条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 職員が修学部分休業（当該職員が大学その他の教育施設における修学のため1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）又は高齢者部分休業（当該職員がその定年から10年を減じた年齢に達した日後における最初の4月1日以後の日で当該職員が申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和59年愛媛県条例第1号）第2条第1項に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料の月額並びにこれに対する地域手当及び特地勤務手当並びに知事が定める手当の月額の合計額を減</p>	<p>（給与の種類）</p> <p><b>第2条</b> 技能労務職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与は、給料及び加給並びに退職手当とする。</p> <p>2 省略</p> <p>（給与の減額）</p> <p><b>第7条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 職員が修学部分休業（当該職員が大学その他の教育施設における修学のため1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）又は高齢者部分休業（当該職員がその定年から5年を減じた年齢に達した日後における最初の4月1日以後の日で当該職員が申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和59年愛媛県条例第1号）第2条第1項に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料の月額並びにこれに対する地域手当及び特地勤務手当並びに知事が定める手当の月額の合計額を減</p>

額した給与を支給する。

(特定の職員についての適用除外)

第14条の2 省略

2 第4条、第4条の3、第6条の2及び前条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項

若しくは第2項の規定により採用された職員には、適用しない。

附則

3 省略

4 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第7条第3項の規定の適用については、同項中「10年」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	6年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	7年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	8年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	9年

額した給与を支給する。

(特定の職員についての適用除外)

第14条の2 省略

2 第4条、第4条の3、第6条の2及び前条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項

若しくは第2項の規定により採用された職員には、適用しない。

附則

3 省略

(愛媛県職員退職手当条例の一部改正)

第10条 愛媛県職員退職手当条例(昭和29年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの( _____ 以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>2 職員以外の者(法第22条の4第1項又は第22条の5第1項 _____ 若しくは第2項の規定により採用された者を除く。)のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日(1月間の日数(愛媛県の休日を定める条例(平成元年愛媛県条例第3号)に規定する県の休日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数)以上ある月が引き続いて12月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤務した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤務した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、法第22条の2第1項第1号に掲げる者については、この限りでない。</p> <p>(一般の退職手当)</p> <p>第2条の4 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第5条の4まで及び第6条から第6条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第6条の4の規定により計算した退職手当の</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの(法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>2 職員以外の者(法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。)のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日(1月間の日数(愛媛県の休日を定める条例(平成元年愛媛県条例第3号)に規定する県の休日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数)以上ある月が引き続いて12月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤務した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤務した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、法第22条の2第1項第1号に掲げる者については、この限りでない。</p> <p>(一般の退職手当)</p> <p>第2条の4 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第5条の3まで及び第6条から第6条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第6条の4の規定により計算した退職手当の</p>



調整額を加えて得た額とする。

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

**第4条** 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(職員の定年等に関する条例(昭和59年愛媛県条例第1号)第2条第1項の規定により退職した者(同条例第3条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。次条において同じ。)、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第7条の規定に基づき定められた任期の満了により退職した者若しくは同法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の6第2項の規定に基づき定められた定年により退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。)又は25年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)~(3) 省略

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病により退職し、死亡(公務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日(教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の6第2項の規定に基づき定められた定年に達した日を含む。次条第2項において同じ。)以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

**第5条** 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて、任命権者が知事の承認を得たもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者(職員の定年等に関する条例第2条第1項の規定により退職した者、教育公務員特例法第7条の規定に基づき定められた任期の満了により退職した者若しくは同法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の6第2項の規定に基づき定められた定年により退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)~(4) 省略

2 省略

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

**第5条の2** 退職した者(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命(以下「特定任命」という。))により職員となつた後に退職した者を除く。)の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該

調整額を加えて得た額とする。

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

**第4条** 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(職員の定年等に関する条例(昭和59年愛媛県条例第1号)第2条第1項の規定により退職した者(同条例第3条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。次条において同じ。)、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第7条の規定に基づき定められた任期の満了により退職した者若しくは同法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年により退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。)又は25年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)~(3) 省略

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。)による傷病により退職し、死亡(公務上の死亡を除く。)により退職し、又は定年に達した日(教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年に達した日を含む。次条第2項において同じ。)以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

**第5条** 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて、任命権者が知事の承認を得たもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者(職員の定年等に関する条例第2条第1項の規定により退職した者、教育公務員特例法第7条の規定に基づき定められた任期の満了により退職した者若しくは同法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年により退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)~(4) 省略

2 省略

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

**第5条の2** 退職した者 \_\_\_\_\_ の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該

理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次\_\_\_\_\_に掲げる額の合計額とする。

(1)・(2) 省略

2 省略

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

**第5条の3** 第5条第1項に規定する者（25年以上勤続し、教育公務員特例法第7条の規定に基づき定められた任期の満了により退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものを除く。）のうち、職員の定年等に関する条例第2条第1項に規定する定年退職日（教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の6第2項の規定に基づき定められた定年による退職の日を含む。）から1年前までに退職したものであつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年（教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の6第2項の規定に基づき定められた定年を含む。）から15年を減じた年齢以上である者に対する第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替へられる字句	読み替える字句
第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年（教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の6第2項の規定に基づき定められた定年を含む。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年（教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の6第2項の規定に基づき定められた定年を含む。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年（教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の6第2項の規定に基づき定められた定年を含む。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗

理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1)・(2) 省略

2 省略

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

**第5条の3** 第5条第1項に規定する者（25年以上勤続し、教育公務員特例法第7条の規定に基づき定められた任期の満了により退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものを除く。）のうち、職員の定年等に関する条例第2条第1項に規定する定年退職日（教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年による退職の日を含む。）から1年前までに退職したものであつて、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年（教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。）から10年を減じた年齢以上である者に対する第5条第1項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替へられる字句	読み替える字句
第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年（教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年（教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年（教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗

		じて得た額の合計額に、
省略		

( 特定任命により職員となつた後に退職した者に関する準用規定 )

**第5条の4** 第5条の2(前条において読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、特定任命により職員となつた後に退職した者について準用する。この場合において、第5条の2の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条中「退職した者(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命(以下「特定任命」という。))により職員となつた後に退職した者を除く。)」とあるのは「特定任命(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命をいう。以下同じ。))により職員となつた後に退職した者」と、「給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。)」とあるのは「俸給月額の減額改定(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第5条の2に規定する俸給月額の減額改定をいう。)」と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合(特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなつた場合を含む。)」と、「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同条並びに前条の表第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号イの項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。

**第5条の5** 省略

**第5条の6** 省略

(退職手当の基本額の最高限度額)

**第6条の2** 第5条の2第1項(第5条の4において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 特定減額前給料月額(第5条の4において読み替えて準用する場合にあつては、特定減額前俸給月額(同条の規定により読み替えられた第5条の2第1項に規定する特定減額前俸給月額をいう。))。次号において同じ。)に60を乗じて得た額

(2) 省略

**第6条の3** 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条	省略	
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年(教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の6第2項の規定に基

		じて得た額の合計額に、
省略		

**第5条の4** 省略

**第5条の5** 省略

(退職手当の基本額の最高限度額)

**第6条の2** 第5条の2第1項 \_\_\_\_\_ の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 特定減額前給料月額 \_\_\_\_\_ に60を乗じて得た額

(2) 省略

**第6条の3** 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条	省略	
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年(教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基

		づき定められた定年を含む。)と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	省略	
第6条の2	第5条の2第1項(	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項(
	省略	
	同項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する同項の
第6条の2第1号	次号において同じ。)	以下この号及び次号において同じ。)及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年(教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の6第2項の規定に基づき定められた定年を含む。)と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第6条の2第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年(教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の6第2項の規定に基づき定められた定年を含む。)と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	省略	
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年(教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の6第2項の規定に基づき定められた定年を含む。)と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	省略	

(一般の退職手当の額に係る特例)

第6条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第5条、第5条の2(第5条の4において読み替えて準用する場合を含む。)及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1)~(4) 省略

2 省略

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

		づき定められた定年を含む。)と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	省略	
第6条の2	第5条の2第1項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	省略	
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第6条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年(教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。)と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第6条の2第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年(教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。)と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	省略	
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年(教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。)と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	省略	

(一般の退職手当の額に係る特例)

第6条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第5条、第5条の2 \_\_\_\_\_ 及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1)~(4) 省略

2 省略

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

**第14条** 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 省略
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2～6 省略

（退職をした者の退職手当の返納）

**第15条** 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第2項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には\_\_\_\_\_、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 省略
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2～6 省略

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

**第17条** 省略

2～4 省略

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が

**第14条** 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 省略
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2～6 省略

（退職をした者の退職手当の返納）

**第15条** 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第2項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

- (1) 省略
- (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。
- (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めるとき。

2～6 省略

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

**第17条** 省略

2～4 省略

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が

当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には\_\_\_\_\_、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 省略

附 則

当該行為に関し再任用職員\_\_\_\_\_に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 省略

附 則

2 昭和28年12月31日以前の退職に因る退職手当については、なお従前の例による。

3 昭和28年12月31日に現に在職していた職員（附則第18項に規定する職員でもとの陸海軍に属し、かつ、もとの陸海軍から俸給を受けていたもの（以下「未復員者」という。）に該当する者を除く。）の同年同月同日以前における勤続期間の計算については、附則第5項から附則第8項までの規定によるほか、第7条（第5項中「この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続きた在職期間の計算については、前4項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続きた在職期間として計算するものとする。」を除く。）、第7条の2及び第7条の3並びに愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和48年愛媛県条例第26号。以下「条例第26号」という。）附則第9項及び附則第15項の規定の例による。

4 昭和28年12月31日に現に在職する職員が昭和29年1月1日以後第4条第1項及び第5条第1項に規定する事由以外の事由に因り退職した場合において、その者につき改正前の愛媛県職員退職手当条例（以下「改正前の条例」という。）第4条の規定を適用して計算した退職手当の額が第3条の規定による退職手当の額よりも多いときは、同条の規定にかゝらず、その多い額をもつてその者に支給すべき同条の規定による退職手当の額とし、改正前の条例の規定によりすでに支給された退職手当の額が、この条例の規定による退職手当の額よりも多いときは、すでに支給された退職手当の額をもつて、この条例の規定により支給された退職手当の額とみなす。

5 昭和28年12月31日に現に在職していた職員の同日以前における次の各号に掲げる期間は、当該各号に規定する者の職員としての在職期間とみなす。この場合において、当該各号に規定する者が、当該各号に掲げる期間に係る者としての身分を失つた際に、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となつた在職期間の3分の2の期間は、その者の職員としての引き続きた在職期間には含まないものとする。

(1) 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続き外国政府又は日本政府若しくは外国政府と特殊の関係があつた法人で外国において日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社（以下「旧専売公社」という。）、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道（以下「旧日本国有鉄道」という。）若しくは日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社（以下「旧電信電話公社」という。）の事業と同種の事業を行つていたもので、施行令附則第3項第3号の規

- 定により総務大臣が指定するものの職員（以下「外国政府職員等」という。）となるため退職し、かつ、外国政府職員等としての身分を失った後に引き続いて再び職員となつたものの当該外国政府職員等としての引き続いた在職期間の3分の2の期間
- (2) 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勸しを受け、引き続いて旧国民医療法（昭和17年法律第70号）に規定する日本医療団（以下「医療団」という。）の職員（以下「医療団職員」という。）となるため退職し、かつ、医療団の業務の地方公共団体への引継ぎとともに引き続いて再び職員となつたものの当該医療団職員としての引き続いた在職期間の3分の2の期間
- (3) 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勸しを受け、引き続いて日本赤十字社の救護員（以下「救護員」という。）となるため退職し救護員として旧日本赤十字社令（明治43年勅令第228号）の規定に基づき戦地勤務（恩給法の一部を改正する法律（昭和28年法律第155号）附則第41条の2第1項に規定する戦地勤務をいう。以下同じ。）に服し、かつ、救護員としての身分を失った後に引き続いて再び職員となつたものの当該救護員として戦地勤務に服した期間の3分の2の期間
- (4) 先に職員として在職した者であつてア又はイに該当するもののア又はイに掲げる期間
- ア 任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて外国にあつた特殊機関の職員で、施行令附則第3項第6号の規定により総務大臣の指定するもの（以下「外国特殊機関職員」という。）となるため退職し、かつ、外国特殊機関職員としての身分を失った後に引き続いて再び職員となつた者の当該外国特殊機関職員としての引き続いた在職期間の3分の2の期間
- イ 任命権者の承認又は勸しを受け、引き続いて外国政府の職員となるため退職し、当該外国政府の当該業務の外国にあつた特殊機関への引継ぎとともに、引き続いて外国特殊機関職員となり、かつ、外国特殊機関職員としての身分を失った後に引き続いて再び職員となつた者の当該外国政府の職員及び当該外国特殊機関職員としての引き続いた在職期間の3分の2の期間
- 6 昭和28年12月31日以前における左の各号の一に掲げるものの先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。
- (1) 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勸しを受けて他の任命権者に属する職員となるため退職し、且つ、任命権者の手続の遅延のため退職の日の翌々日以後において他に就職することなくその承認又は勸しを受けた他の任命権者に属する職員となつたもの
- (2) 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勸しを受け、引き続いて在外研究員又は外国留学生（以下「在外研究員等」という。）となるため退職し、且つ、その研究又は留学を終えた後に引き続いて再び職員となつたもの
- 7 昭和20年8月15日に現に次の各号の一に掲げる者であつたものが、当該各号に掲げる日から昭和28年12月31日までの間に他に就職することなく職員となつた場合においては、当該各号に掲げる者であつた期間は、そのものの職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。
- (1) 外地官署所属職員 外地官署所属職員の身分に関する件（昭

和21年勅令第287号)の規定によりその身分を保留する期間が満了する日の翌日

(2) 外国政府職員等外国特殊機関職員又は在外研究員等 昭和20年8月16日

(3) 救護員で戦地勤務に服したことがある者又は軍人軍属 その身分を失つた日

8 先に職員として在職した者であつて、旧公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勅令(昭和21年勅令第109号)第1条若しくは旧公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令(昭和22年勅令第1号)第3条の規定により退職させられたもの又はこれらに準ずる措置で施行令附則第6項の規定に基づく総務省令で定めるものによりその者の意思によらないで退職させられたもの(先に職員として在職し、終戦に伴い昭和20年8月15日以後これらの措置により公職に就くことを禁ぜられた日前においてその者の意思によらないで退職した者のうちこれらの措置の適用を受けたもので、その禁ぜられた日(その禁ぜられた日前に再び職員となつた者については、その再び職員となつた日)の前日までの間に他に就職しなかつたものを含む。)が、その退職の後、法令の規定又は特別の手續によりこれらの措置が解除された日(これらの措置により就職が制限されなかつた職員となつた場合にあつては、当該退職の日)から昭和28年12月31日までの間に再び職員となつた場合においては、先に職員として在職した期間は、その者の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。ただし、これらの措置が解除された日から120日を経過した日以後に再び職員となつた場合において、当該経過した日から再び職員となつた日の前日までの間に他に就職していたことがあるときは、この限りでない。

9 昭和28年12月31日に現に在職していた職員であつて職員以外の地方公務員等(もとの外地の地方公共団体又はこれに準ずるものに勤務していた公務員を含む。以下本項及び次項において同じ。)から引き続いて職員となつたもの及び同年同月同日に現に在職していた職員以外の地方公務員等であつて昭和29年1月1日以後に引き続いて職員となつたものの昭和28年12月31日以前における職員以外の地方公務員等としての勤続期間の計算については、附則第5項から前項までの規定を準用するほか、第7条第5項及び第6項、第7条の3並びに条例第26号附則第9項及び附則第15項の規定の例による。この場合において第7条第5項ただし書中「退職により」とあるのは「退職(条例第26号による改正前の愛媛県職員退職手当条例第7条の4第1項の退職、附則第14項の特殊退職、附則第15項に規定する職員又は職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けてした退職及び附則第17項の退職を除く。)により」と読み替えるものとする。

10 前項の場合において、先に職員として在職した者であつて昭和28年12月31日以前においてこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けることなく引き続いて職員以外の地方公務員等となつたものについては、第20条第2項の規定により退職手当を支給されないう職員以外の地方公務員等となつたものとみなして前項の規定を適用する。

11 昭和20年8月15日に現に附則第7項各号に掲げる者(救護員で戦地勤務に服したことがある者、外国特殊機関職員及び在外研究員等を除く。以下この項において「外地官署所属職員等」という。)であつた者で同日において本邦外にあつたものうち昭和



29年1月1日以後においてその本邦に帰還した日から3年（特殊の事情があると認められる場合には、任命権者が知事と協議して定める期間を加算した期間。以下この項において同じ。）以内に職員となつたもの又は同年1月1日以後においてその本邦に帰還した日から3年以内に職員以外の地方公務員等となり、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後引き続き職員となつたものについては、外地官署所属職員等であつた期間は、その者の同年1月1日以後において最初に開始する職員又は職員以外の地方公務員等としての在職期間に引き続いたものとみなし、且つ、当該職員以外の地方公務員等としての在職期間に引き続いたものとみなす場合にあつては当該職員以外の地方公務員等としての在職期間に含まれるものとして、その勤続期間を計算するものとする。但し、本邦に帰還した日から当該職員又は職員以外の地方公務員等としての在職期間の開始の日の前日までの間に他に就職したことがある者については、この限りでない。

12 前項に規定する者（未復員者に該当する者を除く。）の昭和28年12月31日（昭和29年1月1日以後に附則第7項第1号に規定する期間が満了する外地官署所属職員については、当該期間が満了する日）以前における勤続期間の計算については、前項の規定に該当するものを除き、附則第5項及び附則第6項（これらの規定を附則第9項において準用する場合を含む。）並びに附則第10項の規定を準用するほか、第7条第5項及び第6項並びに第7条の3の規定の例による。この場合において、第7条第5項ただし書中「退職により」とあるのは「退職（附則第14項の特殊退職、附則第15項に規定する職員又は職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けてした退職及び附則第17項の退職を除く。）により」と読み替えるものとする。

13 昭和28年12月31日に現に在職する職員、同日に現に職員以外の地方公務員等として在職し、同日後に引き続き職員となつた者又は附則第11項に規定する者のうち、職員としての引き続きた在職期間中において職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて次項で定める退職（以下「特殊退職」という。）をし、かつ、職員又は職員以外の地方公務員等となつたことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額は、第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、条例第26号による改正前の愛媛県職員退職手当条例第7条の4第2項並びに附則第15項の規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額に、第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合（附則第15項に規定する職員又は職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けてした退職をした者については、当該割合とその者に係る同項において例による附則第13項第2号に掲げる割合とを合計した割合）を控除した割合を乗じて得た額とする。

(1) その者が第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和37年愛媛県条例第57号）附則第5項並びに条例第26号附則第5項から附則第8項までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合

(2) その者が特殊退職をした際に、その際支給を受けたこの条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の額の計算の基

礎となつた勤続期間（当該給与の額の計算の基礎となるべき勤続期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合には、当該給与の額を当該特殊退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）をこの条例の規定により計算した勤続期間とみなした場合のこの条例の規定による退職手当（附則第8項の規定の適用を受ける職員及び外地官署所属職員のうち、第4条（25年以上勤続して退職した者のうち勤務公署の移転により退職した者であつて、任命権者が知事の承認を得て定めるもの以外の者に係る退職手当に関する部分を除く。）若しくは第5条の規定による退職手当又はこれに準ずる退職手当に係る退職（以下「整理退職」という。）に該当する特殊退職をした者については、第4条第1項の規定による退職手当）の支給を受けたものとした場合における当該退職手当の額の当該特殊退職の日におけるその者の給料月額に対する割合（特殊退職を2回以上した者については、それぞれの特殊退職に係る当該割合を合計した割合）

14 前項の特殊退職は、次の各号に掲げる退職又は身分の喪失とする。ただし、第1号から第3号までの退職にあつては、整理退職に該当する退職を除く。

- (1) 職員が退職し、かつ、退職の日又はその翌日に再び職員となる場合（職員以外の地方公務員等が退職し、かつ、退職の日又はその翌日に再び当該退職の日までその者が属していた地方公共団体等の職員以外の地方公務員等となる場合を含む。）の退職
- (2) 職員又は職員以外の地方公務員等が任命権者の要請を受けて職員又は職員以外の地方公務員等となるため退職し、かつ、退職の日又はその翌日に職員又は当該職員以外の地方公務員等となる場合（前号に該当する場合を除く。）の退職
- (3) 附則第5項各号又は附則第6項各号（これらの規定を附則第9項及び附則第12項において準用する場合を含む。）の退職
- (4) 附則第8項（附則第9項において準用する場合を含む。）の退職
- (5) 外地官署所属職員又は軍人軍属の身分の喪失

15 職員又は職員以外の地方公務員等から引き続いて職員となつた者のうち、職員としての引き続いた在職期間（その者が当該在職期間中においてたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第4条及び日本電信電話株式会社及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者として在職した後この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けて退職したことがある者である場合には、当該退職の日（当該退職を2回以上した者については、そのうちの最終の退職の日）以後の職員としての引き続いた在職期間に限る。）中において、昭和38年3月31日までの間に、職員又は職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて退職（整理退職に該当する退職及び特殊退職に該当する退職を除く。）をし、かつ、退職の日又はその翌日に職員又は職員以外の地方公務員となつたことがあるものが退職した場合におけるその者に対する第3条から第5条までの規定による退職手当の額については、附則第13項の規定の

例による。この場合において、第7条第5項の規定の適用については、同項ただし書中「退職により」とあるのは、「退職（附則第15項に規定する職員又は職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けてした退職を除く。）により」と読み替えるものとする。

16 未復員者の勤続期間の計算については、昭和28年12月31日現在における勤続期間の計算に関する規定の例による。ただし、本邦に帰還後引き続き職員となつた未復員者（第20条第2項又は愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例（平成21年愛媛県条例第45号。附則第21項において「条例第45号」という。）第1条の規定による改正前の愛媛県職員退職手当条例第14条の規定の適用を受け、引き続き職員以外の地方公務員等となり、更に引き続き職員となつた者を含む。）又は附則第11項の規定の適用を受ける未復員者の未復員者としての勤続期間（未復員者としての勤続期間に引き続きいた未復員者以外の職員又は職員以外の地方公務員等としての同日以前における勤続期間を含む。）の計算については、未復員者以外の職員の例による。

17 警察法（昭和29年法律第162号）施行の際国家地方警察又は自治体警察の職員から引き続き地方警察職員となつた者で旧警察法（昭和22年法律第196号）施行の日の翌日から警察法施行の日の前日までの間において国家地方警察又は自治体警察を退職（整理退職を除く。）してこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受け、引き続き自治体警察又は国家地方警察の職員となつた者に対する第3条から第5条までの規定による退職手当の額については、附則第13項の規定を準用する。この場合において、同項中「特殊退職」とあるのは「退職」と読み替えるものとする。

18 愛媛県職員退職手当条例の適用を受ける職員であつて、昭和20年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦、樺太千島、北緯38度以北の朝鮮、関東州、満州又は中国本土の地域内において生存していたと認められる資料があり、且つ、本邦に帰還していないもの（自己の意思により帰還しないものと認められる者及び昭和20年9月2日以後において本邦にあつた者を除く。）が、恩給法の一部を改正する法律（昭和28年法律第155号）の規定によつて退職したものとみなされたとき、又は昭和29年1月1日以後死亡が確認されたときは、その者がその退職の日又は死亡の確認の日に退職したものとみなし、その者が昭和20年8月15日において受けていた給料月額（その額が別表左欄に掲げる額のいづれにも該当しない場合には、その額の直近上位の額とする。）に対応する別表右欄に掲げる新給料月額を計算の基礎とした、第4条の規定による退職手当（その退職の日が昭和28年12月31日以前の日であるときは、附則第2項の規定により従前の例によることとされる改正前の条例第5条の規定による退職手当）を支給する。

19 恩給法の一部を改正する法律附則第30条第1項第1号又は第2号に掲げる職員に対する前項の規定による退職手当は、当該職員の家族で本邦に居住しているものがある場合において、その家族から請求があつたときは、その家族に支給することができる。

20 第2条の2第1項から第3項までの規定は、前項に規定する家族の範囲及び順位について準用する。この場合において、同条中「遺族」とあるのは「家族」と、「死亡当時」とあるのは「退職当時」と、「主としてその収入によつて生計を維持していたもの」とあるのは「職員が帰還しているとすれば主としてその収入によつて生計を維持していると認められるもの」と読み替えるも

2 省略

3 昭和60年4月1日に現に在職する職員で日本たばこ産業株式会社（昭和59年法律第69号）附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社（以下「旧専売公社」という。）又は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社（以下「旧電信電話公社」という。）の職員としての在職期間（以下この項において「旧公社の職員としての在職期間」という。）を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧公社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。

4 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後引き続いて職員となった場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第2項に規定する職員としての引き続いた在職期間並びに同年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

5 昭和62年4月1日に現に在職する職員で日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道（以下「旧日本国有鉄道」という。）の職員とし

のとする。

21 附則第18項の規定は、同項に規定する職員が本邦に帰還後引き続き職員として在職し、若しくは引き続いて職員となつて在職する場合又は第20条第2項若しくは条例第45号第1条の規定による改正前の愛媛県職員退職手当条例第14条の規定の適用を受け、引き続いて職員以外の地方公務員等となつて在職する場合には、恩給法の一部を改正する法律附則第30条第1項第1号又は第2号に掲げる者については、適用がなかつたものとみなし、同項第3号に掲げる者については、適用しないものとする。ただし、附則第9項の規定により支給された退職手当は、返還することを要しないものとし、当該退職手当の計算の基礎となつた在職期間は、その者の引き続いた在職期間には、含まないものとする。

22 昭和29年1月1日以後に死亡した職員については、死亡賜金、死亡一時金その他これに類するものは、支給しない。

23 省略

24 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和56年愛媛県条例第32号）附則第2項ただし書の規定の適用を受ける職員が昭和56年度中に退職した場合における退職手当の額の計算の基礎となる給料月額は、同項ただし書の規定の適用がないとした場合において受けるべき給料月額とする。

25 昭和60年4月1日に現に在職する職員で旧専売公社又は旧電信電話公社

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_の職員としての在職期間（以下この項において「旧公社の職員としての在職期間」という。）を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧公社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。

26 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後引き続いて職員となった場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法 \_\_\_\_\_第2条第2項に規定する職員としての引き続いた在職期間並びに同年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

27 昭和62年4月1日に現に在職する職員で旧日本国有鉄道

\_\_\_\_\_の職員とし

ての在職期間を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。

6 省略

7 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和48年愛媛県条例第26号。以下「条例第26号」という。）附則第5項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の4まで及び附則第19項から第26項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第7項」とする。

8 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（条例第26号附則第6項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2（第5条の4において読み替えて準用する場合を含む。）及び附則第22項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

9 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（条例第26号附則第7項の規定に該当する者を除く。）で第5条又は附則第20項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第7項の規定の例により計算して得られる額とする。

10 平成10年10月21日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第2条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下「旧事業団」という。）の職員として在職していた者（同法附則第13条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和61年法律第93号）第36条第1項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続いて独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）附則第2条第1項の規定による解散前の日本鉄道建設公団（以下「旧公団」という。）の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

11 省略

12 省略

ての在職期間を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。

28 省略

29 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（条例第26号 附則第5項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3 までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第29項」とする。

30 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（条例第26号附則第6項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2 の の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

31 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（条例第26号附則第7項の規定に該当する者を除く。）で第5条 の の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第29項の規定の例により計算して得られる額とする。

32 平成10年10月21日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第2条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下「旧事業団」という。）の職員として在職していた者（同法附則第11条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和61年法律第93号）第36条第1項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続いて独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）附則第2条第1項の規定による解散前の日本鉄道建設公団（以下「旧公団」という。）の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

33 省略

34 省略

35 愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成16年愛媛県条例第45号）の施行の日から平成20年3月31日までの間に おいて退職した者（その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものに限る。）で退職の日の属する年度の末日における年齢が45年以上であるもの に対する第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第5条の2第1項、第6条、第6条の2及び附則第29項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替え る規定	読み替えら れる字句	読み替える字句
-------------	---------------	---------

<p>第3条第1項</p>	<p>という。)</p>	<p>という。)及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。)と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数(10年を超える者にあつては、10年)1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第4条第1項</p>	<p>教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第7条  という。)</p>	<p>教育公務員特例法第7条  という。)及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年(教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。)と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数(10年を超える者にあつては、10年)1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第5条第1項</p>	<p>退職日給料月額</p>	<p>退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年(教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。)と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数(10年を超える者にあつては、10年)1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第5条の2第1項第1号</p>	<p>及び特定減額前給料月額</p>	<p>並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年(教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。)と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数(10年を超える者にあつては、10年)1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額</p>
<p>第5条の2第1項第2号</p>	<p>退職日給料月額に、</p>	<p>退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年(教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用</p>

		される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。)と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数(10年を超える者にあつては、10年)1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
第6条	第3条から第5条まで	附則第35項の規定により読み替えて適用する第3条から第5条まで
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年(教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。)と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数(10年を超える者にあつては、10年)1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額
	これらの	附則第35項の規定により読み替えて適用する第3条から第5条までの
第6条の2	第5条の2第1項の	附則第35項の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号イ	附則第35項の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号イ
	同項の	附則第35項の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
第6条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年(教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。)と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数(10年を超える者にあつては、10年)1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額
第6条の2第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年(教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替

		えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。)と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数(10年を超える者にあつては、10年)1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額
	第5条の2第1項第2号イ	附則第35項の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年(教育公務員特例法第8条第1項の規定により読み替えて適用される法第28条の2第2項の規定に基づき定められた定年を含む。)と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数(10年を超える者にあつては、10年)1年につき100分の3を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該附則第35項の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合
附則第29項	第3条から第5条の3まで	附則第35項の規定により読み替えて適用する第3条から第5条の3まで

36 前項の規定の適用を受ける者については、第5条の3及び第6条の3の規定は、適用しない。

13 省略

14 省略

15 特定任命により職員となつた後に退職した者の基礎在職期間中に俸給月額の減額改定(第5条の4の規定により読み替えられた第5条の2に規定する俸給月額の減額改定をいう。)によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。

16 省略

17 省略

18 省略

19 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年愛媛県条例第31号)第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例(以下「令和4年旧定年条例」という。))第2条第2項第2号に掲げる職員に相当するものにあつては、63歳。次項において同じ。)に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(定年の定めのない職を退職した者及び第4条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「若しくは第5条又は附則第19項」とする。

37 省略

38 省略

39 省略

40 省略

41 省略



20 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「若しくは第5条又は附則第20項」とする。

21 前2項の規定は、令和4年旧定年条例第2条第2項第1号に掲げる職員に相当する職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

22 職員の給与に関する条例附則第19項又は教育職員の給与に関する条例附則第17項の規定による職員の給料月額の変更は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

23 当分の間、第5条第1項に規定する者のうち25年以上勤続して退職したもの（教育公務員特例法第7条の規定に基づき定められた任期の満了により退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものを除く。）に対する第5条の3、第5条の4及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3中「退職の日を含む。）」とあるのは「退職の日を含む、令和4年旧定年条例第2条第2項第2号に掲げる職員及び附則第21項に規定する職員以外の者にあつては60歳に達した日以後における最初の3月31日とし、同号に掲げる職員にあつては63歳に達した日以後における最初の3月31日とし、同項に規定する職員にあつては65歳に達した日以後における最初の3月31日とする。）」と、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「定年を含む。）」とあるのは「定年を含み、令和4年旧定年条例第2条第2項第2号に掲げる職員及び附則第21項に規定する職員以外の者にあつては60歳とし、同号に掲げる職員にあつては63歳とし、同項に規定する職員にあつては65歳とする。）」とする。

24 当分の間、第5条第1項に規定する者のうち職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（職員の定年等に関する条例第2条第1項の規定により退職した者及び教育公務員特例法第7条の規定に基づき定められた任期の満了により退職した者並びに勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものを除く。）に対する第5条の3及び第5条の4の規定の適用については、第5条の3中「15年を」とあるのは「10年を」とするほか、次の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、同条の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和4年旧定年条例第2条第2項第2号に掲げる職員及び附則第21項に規定する職員以外の者	60歳
令和4年旧定年条例第2条第2項第2号に掲げる職員	63歳
附則第21項に規定する職員	65歳

25 当分の間、第5条第1項に規定する者のうち職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずること

により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者であつて、前項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「附則第24項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

26 当分の間、第5条第1項に規定する者のうち職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たもの又は公務上の傷病若しくは死亡により退職した者であつて、附則第24項の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

27 職員の給与に関する条例附則第19項又は教育職員の給与に関する条例附則第17項の規定の適用を受ける者が第5条の2第1項の規定の適用を受ける場合において、その者が60歳に達した日後における最初の4月1日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したとしたならば支給を受けることができた第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第7項から第9項までの規定、条例第26号附則第5項から第7項までの規定、愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例（平成15年愛媛県条例第64号）附則第12項の規定並びに愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例（平成18年愛媛県条例第7号）附則第2項、第6項及び第7項の規定により計算した退職手当の額が、退職の日におけるこれらの規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

別表

昭和20年8月15日現在の給料月額	新給料月額
円	円
40	6,000
45	6,200
50	6,650
55	7,150
65	7,650
75	8,150
85	8,650
95	9,250

105	9,850
115	10,650
125	11,550
135	12,450
145	13,400
160	14,600
175	15,800
190	16,400
205	17,800
220	18,500
240	20,000
260	21,600
280	23,300
300	25,100
320	27,300
360	29,500
400	31,900
440	34,500
480	38,800
520	44,800

(農業水産又は工業に係る産業教育に従事する県立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する条例の一部改正)

**第11条** 農業水産又は工業に係る産業教育に従事する県立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する条例(昭和33年愛媛県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において「教員」とは、教頭、指導教諭、教諭、助教諭又は県費負担の講師(常時勤務の者並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる者に限る。)をいう。</p> <p><b>附 則</b></p> <p>2 省略</p> <p><u>(教育職員の給与に関する条例附則第19項、第21項又は第22項の規定による給料を支給される教員及び実習助手に関する読替え)</u></p> <p>3 <u>教育職員の給与に関する条例附則第19項、第21項又は第22項の規定による給料を支給される教員及び実習助手に対する第3条の規定の適用については、同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額と教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号)附則第19項、第21項又は第22項の規定による給料の額との合計額」とする。</u></p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において「教員」とは、教頭_____、教諭、助教諭又は県費負担の講師(常時勤務の者並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる者に限る。)をいう。</p> <p><b>附 則</b></p> <p>2 省略</p>

(愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

**第12条** 愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年愛媛県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
<p>( 給与の種類 )</p> <p><b>第2条</b> 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 省略</p> <p>( 給与の減額 )</p> <p><b>第17条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 職員が修学部分休業（当該職員が大学その他の教育施設における修学のため1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）又は高齢者部分休業（当該職員がその定年から10年を減じた年齢に達した日後における最初の4月1日以後の日で当該職員が申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和59年愛媛県条例第1号）第2条第1項に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。</p> <p>( 特定の職員についての適用除外 )</p> <p><b>第21条</b> 省略</p> <p>2 第5条、第6条、第6条の2、第6条の3、第9条及び第16条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項 _____ 若しくは第2項の規定により採用された職員には、適用しない。</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>( 経過規定 )</p> <p>3 省略</p> <p>4 <u>令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第17条第3項の規定の適用については、同項中「10年」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">6年</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">7年</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">8年</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">9年</td> </tr> </table> <p>5 省略</p>	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	6年	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	7年	令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	8年	令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	9年	<p>( 給与の種類 )</p> <p><b>第2条</b> 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2・3 省略</p> <p>( 給与の減額 )</p> <p><b>第17条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 職員が修学部分休業（当該職員が大学その他の教育施設における修学のため1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）又は高齢者部分休業（当該職員がその定年から5年を減じた年齢に達した日後における最初の4月1日以後の日で当該職員が申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（職員の定年等に関する条例（昭和59年愛媛県条例第1号）第2条第1項に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、第1項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。</p> <p>( 特定の職員についての適用除外 )</p> <p><b>第21条</b> 省略</p> <p>2 第5条、第6条、第6条の2、第6条の3、第9条及び第16条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は<u>第28条の6第1項</u>若しくは第2項の規定により採用された職員には、適用しない。</p> <p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>( 経過規定 )</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p>
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	6年								
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	7年								
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	8年								
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	9年								

( 教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正 )

**第13条** 教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年愛媛県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 定義 )</p> <p><b>第2条</b> この条例において「教育職員」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄</p>	<p>( 定義 )</p> <p><b>第2条</b> この条例において「教育職員」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭 _____、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄</p>

宿舍指導員をいう。

附則

3 省略

(給与条例附則第19項、第21項又は第22項の規定による給料を支給される教育職員に関する読替え)

4 給与条例附則第19項、第21項又は第22項の規定による給料を支

給される教育職員に対する第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と給与条例附則第19項、第21項又は第22項の規定による給料の額との合計額」とする。

宿舍指導員をいう。

附則

3 省略

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第14条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年愛媛県条例第4号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p><b>第2条 省略</b></p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 _____</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の規定による条件付採用期間中の職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 職員の定年等に関する条例第8条第1項から第4項までの規定により同条第1項に規定する異動期間(同項から同条第4項までの規定により延長された期間を含む。)を延長された同条例第5条に規定する職を占める職員</p> <p>(6) 省略</p> <p>(一般の派遣職員の給与)</p> <p><b>第4条</b> 派遣職員のうち、企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び技能労務職員(技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和27年愛媛県条例第50号)第1条の技能労務職員をいう。以下同じ。)である派遣職員以外のもの(以下「一般の派遣職員」という。)には、人事委員会規則で定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当 _____</p> <p>_____ のそれぞれ100分の100以内を支給する。</p> <p>2・3 省略</p> <p><b>第5条</b> 一般の派遣職員に関する職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)第13条ただし書若しくは第21条第1項の規定又は教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p><b>第2条 省略</b></p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。)</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 地方公務員法 _____ 第22条の規定による条件付採用期間中の職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>(一般の派遣職員の給与)</p> <p><b>第4条</b> 派遣職員のうち、企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号の職員をいう。以下同じ。)である派遣職員及び技能労務職員(技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和27年愛媛県条例第50号)第1条の技能労務職員をいう。以下同じ。)である派遣職員以外のもの(以下「一般の派遣職員」という。)には、人事委員会規則で定めるところにより、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当(地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員にあつては、給料、地域手当(職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)第9条の3に規定する地域手当を除く。)及び期末手当)のそれぞれ100分の100以内を支給する。</p> <p>2・3 省略</p> <p><b>第5条</b> 一般の派遣職員に関する職員の給与に関する条例 _____ 第13条ただし書若しくは第21条第1項の規定又は教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30</p>

号)第14条ただし書若しくは第20条第1項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

(企業職員又は技能労務職員である派遣職員の給与)

第8条 企業職員又は技能労務職員である派遣職員には、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_を支給する。ただし、派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると認められるときは、当該派遣職員には給与を支給しない。

号)第14条ただし書若しくは第20条第1項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

(企業職員又は技能労務職員である派遣職員の給与)

第8条 企業職員又は技能労務職員である派遣職員には、その派遣先の勤務に対して報酬が支給されないとき、又は当該勤務に対して支給される報酬の額が低いと認められるときは、その派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当(地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員にあつては、給料、地域手当(医師に係るものを除く。)及び期末手当)を支給する。ただし、派遣先の機関の特殊事情により、給与を支給することが著しく不相当であると認められるときは、当該派遣職員には給与を支給しない。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第15条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年愛媛県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) 職員の定年等に関する条例第8条第1項から第4項までの規定により同条第1項に規定する異動期間(同項から同条第4項までの規定により延長された期間を含む。以下「異動期間」という。)を延長された同条例第5条に規定する職(以下「管理監督職」という。)を占める職員</p> <p>(5) 省略</p> <p>(6) 省略</p> <p>2 前項第6号の規定にかかわらず、同号に掲げる職員は、次に掲げる場合には、育児休業法第2条第1項の条例で定める職員に含まれないものとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) 省略</p> <p>(5) 省略</p> <p>2 前項第5号の規定にかかわらず、同号に掲げる職員は、次に掲げる場合には、育児休業法第2条第1項の条例で定める職員に含まれないものとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p>
<p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第12条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 職員の定年等に関する条例第8条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員</p> <p>(4) 省略</p>	<p>(育児短時間勤務をすることができない職員)</p> <p>第12条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 省略</p>
<p>(部分休業を請求することができない職員)</p> <p>第22条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員(企業職員及び技能労務職員を除く。以下この条から第24条までにおいて同じ。)とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)</p> <p>(部分休業の承認)</p>	<p>(部分休業を請求することができない職員)</p> <p>第22条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員(企業職員及び技能労務職員を除く。以下この条から第24条までにおいて同じ。)とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)</p> <p>(部分休業の承認)</p>
<p>第23条 部分休業の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定め</p>	<p>第23条 部分休業の承認は、正規の勤務時間(非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。以下同じ。))にあつては、当該非常勤職員について定め</p>

られた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として 行うものとする。 2・3 省略	られた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として 行うものとする。 2・3 省略
--	--

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

**第16条** 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年愛媛県条例第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職員の派遣) <b>第2条</b> 省略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員 _____ _____ (2) 省略 (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の規定による条件付採用期間中の職員(人事委員会規則で定める職員を除く。) (4) 省略 (5) <u>職員の定年等に関する条例第8条第1項から第4項までの規定により同条第1項に規定する異動期間(同項から同条第4項までの規定により延長された期間を含む。)</u> を延長された同条例第5条に規定する職を占める職員 (6) 省略 3 省略	(職員の派遣) <b>第2条</b> 省略 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。) (2) 省略 (3) 地方公務員法 _____ 第22条の規定による条件付採用期間中の職員(人事委員会規則で定める職員を除く。) (4) 省略 (5) 省略 3 省略

(職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

**第17条** 職員の高齢者部分休業に関する条例(平成17年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(高齢者部分休業の承認) <b>第2条</b> 任命権者は、その定年から <u>10年</u> を減じた年齢に達した職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が当該年齢に達した日後における最初の4月1日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日(職員の定年等に関する条例(昭和59年愛媛県条例第1号)第2条第1項に規定する定年退職日をいう。)までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと(以下「高齢者部分休業」という。)を承認することができる。 2 省略 (高齢者部分休業の承認を受けた職員の給与) <b>第3条</b> 省略 2 高齢者部分休業をしている職員に対する職員給与条例第10条第2項第2号の規定の適用については、同号中「 <u>定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」と総称する。)</u> 」とあるのは、「 <u>高齢者部分休業(職員の高齢者部分休業に関する条例(平成17年愛媛県条例第3号)第2条第1項に規定する高齢者部分休業をいう。)</u> をしている職員」とする。	(高齢者部分休業の承認) <b>第2条</b> 任命権者は、その定年から <u>5年</u> を減じた年齢に達した職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が当該年齢に達した日後における最初の4月1日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日(職員の定年等に関する条例(昭和59年愛媛県条例第1号)第2条第1項に規定する定年退職日をいう。)までの期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないこと(以下「高齢者部分休業」という。)を承認することができる。 2 省略 (高齢者部分休業の承認を受けた職員の給与) <b>第3条</b> 省略 2 高齢者部分休業をしている職員に対する職員給与条例第10条第2項第2号の規定の適用については、同号中「 _____ <u>育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員</u> _____ 」とあるのは、「 <u>高齢者部分休業(職員の高齢者部分休業に関する条例(平成17年愛媛県条例第3号)第2条第1項に規定する高齢者部分休業をいう。)</u> をしている職員」とする。

附 則

( 施行期日 )

1 省略

( 経過措置 )

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第2条第1項の規定の適用については、同項中「10年」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	6年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	7年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	8年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	9年

( 給与の減額の特例 )

3 省略

附 則

1 省略

2 省略

( 愛媛県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正 )

第18条 愛媛県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年愛媛県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
( 人事行政の運営の状況の報告 ) 第2条 任命権者は、毎年6月末日までに、知事に対し、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる人事行政の運営の状況を報告しなければならない。 (1)~(11) 省略	( 人事行政の運営の状況の報告 ) 第2条 任命権者は、毎年6月末日までに、知事に対し、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる人事行政の運営の状況を報告しなければならない。 (1)~(11) 省略

( 職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正 )

第19条 職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例(平成19年愛媛県条例第60号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
( 適用除外 ) 第4条 前条の規定は、大学院等派遣研修を命ぜられた職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当して離職した場合には、適用しない。 (1) 省略 (2) 地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した場合(同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。) (3)~(6) 省略	( 適用除外 ) 第4条 前条の規定は、大学院等派遣研修を命ぜられた職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当して離職した場合には、適用しない。 (1) 省略 (2) 地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した場合(同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。) (3)~(6) 省略

( 会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正 )

第20条 会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年愛媛県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
別表(第3条、第11条、第15条関係) <table border="1"> <tr> <th>職種の区分</th> <th>上限額</th> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table>	職種の区分	上限額	省略		別表(第3条、第11条、第15条関係) <table border="1"> <tr> <th>職種の区分</th> <th>上限額</th> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table>	職種の区分	上限額	省略	
職種の区分	上限額								
省略									
職種の区分	上限額								
省略									



教育職員給与条例の適用を受ける教育職員のうち教育職員給与条例別表第2高等学校等教育職員給料表の適用を受けるものの職務と類似する職務に従事する会計年度任用職員の職務	教育職員給与条例別表第2高等学校等教育職員給料表の職務の級2級（特2級を除く。）の最高号給の額
---	---

教育職員給与条例の適用を受ける教育職員のうち教育職員給与条例別表第2高等学校等教育職員給料表の適用を受けるものの職務と類似する職務に従事する会計年度任用職員の職務	教育職員給与条例別表第2高等学校等教育職員給料表の職務の級2級の最高号給の額
---	--

（職員の再任用に関する条例の廃止）

**第21条** 職員の再任用に関する条例（平成13年愛媛県条例第2号）は、廃止する。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第23項の規定は、公布の日から施行する。  
（勤務延長に関する経過措置）
- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第3条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第3条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条第1項に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えないことができない。
- 3 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第2条第2項に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第2条第2項に規定する定年（以下「旧定年条例定年」という。））を超える職（基準日における新定年条例定年が新定年条例第2条第2項本文に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第3条第1項若しくは第2項、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例定年）に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあっては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。
- 4 新定年条例第3条第3項から第5項までの規定は、附則第2項の規定による勤務について準用する。  
（定年退職者等の再任用に関する経過措置）
- 5 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、これらの職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢。附則第7項において同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
  - (1) 施行日前に旧定年条例第2条第1項の規定により退職した者
  - (2) 旧定年条例第3条第1項若しくは第2項、改正法附則第3条第5項又は附則第2項の規定により勤務した後退職した者
  - (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
  - (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧法再任用（改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項から附則第12項までの規定により採用することをいう。以下同じ。）をされたことがある者
- 6 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
  - (1) 施行日以後に新定年条例第2条第1項の規定により退職した者
  - (2) 施行日以後に新定年条例第3条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
  - (3) 施行日以後に新定年条例第9条の規定により採用された者のうち、改正法による改正後の地方公務員法（以下「新法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
  - (4) 施行日以後に新定年条例第10条第1項の規定により採用された者のうち、新法第22条の5第3項において準用する新法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
- (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 7 任命権者は、附則第5項の規定によるほか、組合（県が加入する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合又は広域連合をいう。以下同じ。）における附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 8 令和14年3月31日までの間、任命権者は、附則第6項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。
- 9 任命権者は、附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、これらの職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。以下同じ。）に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 10 令和14年3月31日までの間、任命権者は、附則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。以下同じ。）に達している者（新定年条例第9条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 11 任命権者は、附則第9項の規定によるほか、組合における附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年条例定年相当年齢に達している者を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 12 令和14年3月31日までの間、任命権者は、附則第10項の規定によるほか、組合における附則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者（新定年条例第10条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 13 附則第5項から前項までの任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、これらの任期の末日は、暫定再任用をする者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 14 前項の規定による任期の更新は、暫定再任用をされた職員（以下「暫定再任用職員」という。）の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。
- 15 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。  
（暫定再任用職員の昇任等が制限される職等）
- 16 改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。
- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職
- 17 改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項各号に掲げる職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。
- 18 前2項の規定は、改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢について準用する。この場合において、附則第16項各号中「職」とあるのは「短時間勤務の職」と、前項中「場合における旧定年条例定年に準じた当該職」とあるのは「場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項各号に掲げる職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた同項各号に掲げる職」と読み替えるものとする。
- 19 改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第5項から第12項までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この項から附則第21項までにおいて同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。
- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

- 20 改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項各号に掲げる職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。
- 21 改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、附則第19項各号に掲げる職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。  
(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)
- 22 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第2条第2項本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職(以下「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新定年条例第9条に規定する年齢60年以上退職者(基準日前から新定年条例第3条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者(当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める者)を、新定年条例第9条又は第10条第1項の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第9条又は第10条第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあっては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。  
(施行日前に情報の提供及び意思の確認をする職員の年齢)
- 23 改正法附則第2条第3項の条例で定める年齢は、年齢60年とする。  
(暫定再任用短時間勤務職員の年次有給休暇及び勤務時間の特例)
- 24 短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(第6条の規定による改正後の教育職員の給与に関する条例(以下「改正後の教育職員給与条例」という。)第2条に規定する教育職員(以下「教育職員」という。)である者を除く。)(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)は、第4条の規定による改正後の職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例第5条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同項並びに同条例第11条第1項及び第3項の規定を適用する。  
(60歳到達以後における職員の給与等に関する規定の適用除外)
- 25 第5条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(以下「改正後の職員給与条例」という。)附則第19項から第28項までの規定は、改正法附則第3条第5項又は附則第2項の規定により勤務している職員には適用しない。  
(暫定再任用職員の給料月額)
- 26 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員及び教育職員である者を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 27 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、第4条の規定による改正後の職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例第11条第1項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。  
(暫定再任用短時間勤務職員の給料月額)
- 28 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、第4条の規定による改正後の職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例第11条第1項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。  
(通勤手当及び超過勤務手当の特例)
- 29 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の職員給与条例第10条第2項及び第14条第2項の規定を適用する。  
(期末手当の特例)
- 30 暫定再任用職員(教育職員である者を除く。以下次項及び附則第32項において同じ。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の職員給与条例第19条第3項の規定を適用する。  
(職員の勤勉手当の額の算定の特例)
- 31 職員の給与に関する条例第19条の4第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の改正後の職員給与条例第19条の4第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年愛媛県条例第31

号)附則第14項に規定する暫定再任用職員(同条例第6条の規定による改正後の教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号)第2条に規定する教育職員である者を除く。以下「暫定再任用職員」という。))と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

(暫定再任用職員についての適用除外)

32 職員の給与に関する条例第8条、第9条、第9条の3、第9条の5、第11条の2、第11条の3及び第18条の4の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

(60歳到達以後における教育職員の給与等に関する規定の適用除外)

33 改正後の教育職員給与条例附則第17項から第24項までの規定は、改正法附則第3条第5項又は附則第2項の規定により勤務している教育職員には適用しない。

(暫定再任用教育職員の給料月額)

34 暫定再任用をされた教育職員(以下「暫定再任用教育職員」という。)(短時間勤務の職を占める暫定再任用教育職員(以下「暫定再任用短時間勤務教育職員」という。))を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用教育職員が定年前再任用短時間勤務教育職員(改正後の教育職員給与条例第7条の2第1項に規定する定年前再任用短時間勤務教育職員をいう。以下同じ。))であるものとした場合に適用される教育職員の給与に関する条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務教育職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用教育職員の属する職務の級に応じた額とする。

35 地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第3項の規定により同条例第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用教育職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用教育職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、第7条の規定による改正後の教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例第11条第1項の規定により定められた当該暫定再任用教育職員の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務教育職員等、定年前再任用短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員以外の教育職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(暫定再任用短時間勤務教育職員の給料月額)

36 暫定再任用短時間勤務教育職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務教育職員が定年前再任用短時間勤務教育職員であるものとした場合に適用される教育職員の給与に関する条例第4条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務教育職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務教育職員の属する職務の級に応じた額に、第7条の規定による改正後の教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例第11条第1項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務教育職員の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務教育職員等、定年前再任用短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員以外の教育職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(義務教育等教員特別手当及び期末手当の特例)

37 暫定再任用教育職員は、定年前再任用短時間勤務教育職員とみなして、改正後の教育職員給与条例第17条の6第2項及び第19条第3項の規定を適用する。

(教育職員の勤勉手当の額の算定の特例)

38 教育職員の給与に関する条例第19条の4第1項の教育職員に暫定再任用教育職員が含まれる場合における勤勉手当の額の改正後の教育職員給与条例第19条の4第2項各号に掲げる教育職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務教育職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務教育職員及び職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年愛媛県条例第31号)附則第34項に規定する暫定再任用教育職員(以下「暫定再任用教育職員」という。))」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務教育職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務教育職員及び暫定再任用教育職員」とする。

(暫定再任用教育職員についての適用除外)

39 教育職員の給与に関する条例第12条の2、第12条の3及び第17条の5の規定は、暫定再任用教育職員には適用しない。

(暫定再任用短時間勤務教育職員の年次有給休暇及び勤務時間の特例)

40 暫定再任用短時間勤務教育職員は、第7条の規定による改正後の教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例第6条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務教育職員とみなして、同項並びに同条例第11条第1項及び第2項の規定を適用する。

(退職手当の支給の特例)

41 暫定再任用職員に対する第10条の規定による改正後の愛媛県職員退職手当条例第2条第1項の規定の適用については、同項中「(以下「職員」という。))」とあるのは、「職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年愛媛県条例第31号)附則第14項に規定する暫定再任用職員を除く。以下「職員」という。))」とする。

(短時間勤務の職を占める者とみなすもの)

42 暫定再任用短時間勤務教育職員は、第11条の規定による改正後の農業水産又は工業に係る産業教育に従事する県立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する条例第2条に規定する短時間勤務の職を占める者とみなす。

43 暫定再任用短時間勤務教育職員は、第13条の規定による改正後の教育職員の給与等に関する特別措置条例第2条に規定する短時間勤務の職を占める者とみなす。

(初任給調整手当等を支給しない企業職員)

44 愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条、第6条、第6条の2(医師に係る部分に限る。)、第6条の3、第9条及び第16条の規定は、暫定再任用職員で地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項に規定する企業職員であるものには適用しない。

い。

(職員の派遣の特例)

45 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務教育職員を除く。次項において同じ。)は、第14条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第2項第1号の職員には含まれないものとして、同条例の規定を適用する。この場合において、同条例第4条第1項中「期末手当」とあるのは「期末手当(暫定再任用職員(職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年愛媛県条例第31号)附則第14項に規定する暫定再任用職員(同条例附則第24項に規定する暫定再任用短時間勤務職員及び同条例附則第34項に規定する暫定再任用短時間勤務教育職員を除く。))をいう。以下同じ。))にあつては、給料、地域手当(職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)第9条の3に規定する地域手当を除く。))及び期末手当)」と、同条例第8条中「期末手当」とあるのは「期末手当(暫定再任用職員にあつては、給料、地域手当(医師に係るものを除く。))及び期末手当)」と読み替えるものとする。

46 暫定再任用職員は、第16条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号の職員には含まれないものとする。

(愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正)

47 愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例(昭和48年愛媛県条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><b>附 則</b></p> <p>(長期勤続者等に対する退職手当に係る特例)</p> <p>5 適用日に在職する職員(適用日に改正前の愛媛県職員退職手当条例(以下「旧条例」という。)第7条の4第1項に規定する公庫等職員(以下「指定法人職員」という。))として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となつたものを含む。次項及び附則第7項において同じ。)のうち、適用日以後に愛媛県職員退職手当条例第3条から第5条まで又は附則第19項若しくは第20項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同条例第3条から第5条の4まで及び附則第19項から第27項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。</p> <p>6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に愛媛県職員退職手当条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は同条例第5条の2(同条例第5条の4において読み替えて準用する場合を含む。))及び附則第22項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に愛媛県職員退職手当条例第5条又は附則第20項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>8 条例第57号附則第5項の規定の適用を受ける職員で前3項の規定に該当するものに対する退職手当の額は、新条例第2条の4から第5条の4まで及び第6条から第6条の5まで、条例第57号附則第5項並びに前3項又は附則第16項の規定にかかわらず、その者につき条例第57号による改正前の愛媛県職員退職手当条例の規定により計算した退職手当の額と新条例及び前3項又は附則第16項の規定により計算した退職手当の額とのいずれが多い額とする。</p> <p>(特定指定法人等の在職期間を有する者に関する経過措置)</p> <p>14 附則第9項に規定する者又は附則第11項の規定に該当する者が</p>	<p><b>附 則</b></p> <p>(長期勤続者等に対する退職手当に係る特例)</p> <p>5 適用日に在職する職員(適用日に改正前の愛媛県職員退職手当条例(以下「旧条例」という。)第7条の4第1項に規定する公庫等職員(以下「指定法人職員」という。))として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となつたものを含む。次項及び附則第7項において同じ。)のうち、適用日以後に愛媛県職員退職手当条例第3条から第5条まで _____ の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同条例第3条から第5条の3 _____ までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。</p> <p>6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に愛媛県職員退職手当条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は同条例第5条の2 _____ の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に愛媛県職員退職手当条例第5条 _____ の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。</p> <p>8 条例第57号附則第5項の規定の適用を受ける職員で前3項の規定に該当するものに対する退職手当の額は、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、条例第57号附則第5項並びに前3項又は附則第16項の規定にかかわらず、その者につき条例第57号による改正前の愛媛県職員退職手当条例の規定により計算した退職手当の額と新条例及び前3項又は附則第16項の規定により計算した退職手当の額とのいずれが多い額とする。</p> <p>(特定指定法人等の在職期間を有する者に関する経過措置)</p> <p>14 附則第9項に規定する者又は附則第11項の規定に該当する者が</p>

適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第2条の4及び第6条の5の規定による退職手当の額は、新条例第2条の4から第5条の4まで及び第6条から第6条の5まで、条例第57号附則第5項並びにこの条例附則第5項から附則第8項までの規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第57号附則第5項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。

- (1) 新条例第2条の4から第5条の4まで及び第6条から第6条の5まで、条例第57号附則第5項並びにこの条例附則第5項から附則第8項までの規定により計算した額
- (2) 省略

適用日以後に退職した場合におけるその者に対する新条例第2条の4及び第6条の5の規定による退職手当の額は、新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、条例第57号附則第5項並びにこの条例附則第5項から附則第8項までの規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧条例及び条例第57号附則第5項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。

- (1) 新条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、条例第57号附則第5項並びにこの条例附則第5項から附則第8項までの規定により計算した額
- (2) 省略

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

48 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年愛媛県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(給与に関する特例)</p> <p><b>第5条 省略</b></p> <p>2～4 省略</p> <p>5 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員並びに育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、前各項の規定にかかわらず、その者の受ける号給に応じた額又は前項の規定による額に、職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号。以下「職員勤務時間等条例」という。）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>6・7 省略</p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p><b>第5条 省略</b></p> <p>2～4 省略</p> <p>5 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）の承認を受けた第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員並びに育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）の給料月額は、前各項の規定にかかわらず、その者の受ける号給に応じた額又は前項の規定による額に、職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号。以下「職員勤務時間等条例」という。）第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>6・7 省略</p>

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

49 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年愛媛県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p><b>第7条 省略</b></p> <p>2・3 省略</p> <p>4 育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた特定任期付職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった特定任期付職員の給料月額は、前3項の規定にかかわらず、その者の受ける号給に応じた額又は前項の規定による額に、次の各号に掲げる特定任期付職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額とする。</p>	<p>(特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p><b>第7条 省略</b></p> <p>2・3 省略</p> <p>4 育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた特定任期付職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった特定任期付職員の給料月額は、前3項の規定にかかわらず、その者の受ける号給に応じた額又は前項の規定による額に、次の各号に掲げる特定任期付職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額とする。</p>

<p>(1) 職員勤務時間等条例の適用を受ける特定任期付職員 職員勤務時間等条例第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数</p> <p>(2) 教育職員勤務時間等条例の適用を受ける特定任期付職員 教育職員勤務時間等条例第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務教育職員等、<u>定年前再任用短時間勤務教育職員</u>及び任期付短時間勤務教育職員以外の教育職員の勤務時間で除して得た数</p> <p>5・6 省略</p>	<p>(1) 職員勤務時間等条例の適用を受ける特定任期付職員 職員勤務時間等条例第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員以外の職員の勤務時間で除して得た数</p> <p>(2) 教育職員勤務時間等条例の適用を受ける特定任期付職員 教育職員勤務時間等条例第11条第1項の規定により定められたその者の勤務時間を同項に規定する育児短時間勤務教育職員等、<u>再任用短時間勤務教育職員</u>及び任期付短時間勤務教育職員以外の教育職員の勤務時間で除して得た数</p> <p>5・6 省略</p>
---	---

(愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例の一部改正)

50 愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例(平成15年愛媛県条例第64号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(経過措置)</p> <p>12 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で愛媛県職員退職手当条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例<u>附則第7項</u>の規定の例により計算して得られる額とする。</p>	<p>(経過措置)</p> <p>12 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で愛媛県職員退職手当条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例<u>附則第29項</u>の規定の例により計算して得られる額とする。</p>

(職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

51 職員の修学部分休業に関する条例(平成17年愛媛県条例第2号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(修学部分休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p><b>第3条 省略</b></p> <p>2 修学部分休業をしている職員に対する職員給与条例第10条第2項第2号の規定の適用については、同号中「<u>定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」と総称する。)</u>」とあるのは、「修学部分休業(職員の修学部分休業に関する条例(平成17年愛媛県条例第2号)第2条第1項に規定する修学部分休業をいう。)をしている職員」とする。</p>	<p>(修学部分休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p><b>第3条 省略</b></p> <p>2 修学部分休業をしている職員に対する職員給与条例第10条第2項第2号の規定の適用については、同号中「<u>_____育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員_____</u>」とあるのは、「修学部分休業(職員の修学部分休業に関する条例(平成17年愛媛県条例第2号)第2条第1項に規定する修学部分休業をいう。)をしている職員」とする。</p>

(愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例の一部改正)

52 愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例(平成18年愛媛県条例第7号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(経過措置)</p> <p>2 職員が新制度適用職員(職員であって、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することにより改正後の愛媛県職員退職手当条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由及び年齢と同一の理由及び年齢により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給</p>	<p>(経過措置)</p> <p>2 職員が新制度適用職員(職員であって、その者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することにより改正後の愛媛県職員退職手当条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。)として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由及び年齢と同一の理由及び年齢により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給</p>

料月額を基礎として、改正前の愛媛県職員退職手当条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで及び第6条並びに附則第31項から第33項まで、第37項及び第38項の規定、附則第10項の規定による改正前の愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和48年愛媛県条例第26号。以下「条例第26号」という。）附則第5項から第7項までの規定並びに附則第12項の規定による改正前の愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例（平成15年愛媛県条例第64号。以下「条例第64号」という。）附則第12項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は通勤による傷病以外の公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職したものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第31項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものと及び37年以上42年以下の者で通勤による傷病以外の公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の83.7）を乗じて得た額が、愛媛県職員退職手当条例第2条の4から第5条の4まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第7項から第9項までの規定、条例第26号附則第5項から第7項までの規定、条例第64号附則第12項の規定並びに附則第6項及び第7項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

料月額を基礎として、改正前の愛媛県職員退職手当条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで及び第6条並びに附則第31項から第33項まで、第37項及び第38項の規定、附則第10項の規定による改正前の愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例（昭和48年愛媛県条例第26号。以下「条例第26号」という。）附則第5項から第7項までの規定並びに附則第12項の規定による改正前の愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例（平成15年愛媛県条例第64号。以下「条例第64号」という。）附則第12項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は通勤による傷病以外の公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職したものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第31項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものと及び37年以上42年以下の者で通勤による傷病以外の公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の83.7）を乗じて得た額が、愛媛県職員退職手当条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第29項から第31項まで、第35項及び第36項の規定、条例第26号附則第5項から第7項までの規定、条例第64号附則第12項の規定並びに附則第6項及び第7項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

○愛媛県条例第32号

愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和4年10月14日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例

愛媛県職員退職手当条例（昭和29年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（退職手当の支給）</p> <p><b>第2条 省略</b></p> <p>2 職員以外の者（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。）のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日（1月間の日数（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）に規定する県の休日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）以上ある月が引き続いて12月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条</p>	<p>（退職手当の支給）</p> <p><b>第2条 省略</b></p> <p>2 職員以外の者（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。）のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日 _____</p> <p>_____ 以上ある月が引き続いて12月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条</p>



中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤務した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、法第22条の2第1項第1号に掲げる者については、この限りでない。

中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤務した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、法第22条の2第1項第1号に掲げる者については、この限りでない。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の愛媛県職員退職手当条例第2条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる引き続いて勤務した期間の計算について適用し、同日前の期間における退職手当の支給の基礎となる引き続いて勤務した期間の計算については、なお従前の例による。